

## 「古事記」に現われた酒（2）

誌名	日本醸造協会誌 = Journal of the Brewing Society of Japan
ISSN	09147314
著者名	加藤, 百一
発行元	日本醸造協会
巻/号	104巻5号
掲載ページ	p. 346-351
発行年月	2009年5月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 「古事記」に現われた酒 (2)

加藤 百一

## 3 酒造りの項目の分類

『古事記』に現われる酒造りの項目を、既報した『万葉集』『風土記』『日本書紀』などの場合と同様に分類し、表3・1、3・2に示す。

### 3・1 酒の種類

#### (1) 八塩折の酒(やしほをりのさけ)

本記〔上巻 天照大神と須佐之男命 6. 須佐之男命の大蛇退治〕条に登場する「八塩折の酒」といえば、八遍も繰り返して醸造した強烈な酒、いゝ換えれば何度も何度も造り返し醸した純酷な酒のことである。

『日本書紀』(巻第1 神代上 第8報(本文))には「八醞の酒」とあり、また『日本紀私記』には、この酒を次のように解説している。

「或説 一度醸熟 絞一取其汁一、棄一其糟一、更用一其酒一為レ汁、亦更醸。如レ此八度。是為一純酷

之酒一也。謂一之塩一者、以一其汁一、八度絞返故也。(中略) 謂一之折一者、以一其八度折返一故也。是古老説也。」

この神話は、高天の原から追放された須佐之男命が、出雲国肥の河上(島根県斐伊川の上流、船通山に当る)である鳥髪(鳥髪)の地に降られた時のことであった。此処で偶々人が使う箸が流れて来たので、川上に人が住んでいると思って川を遡って行かれた。すると、童女(年若い少女)を中にして、翁・嫗(老人・老女)が泣き悲しんでいた。そこで命は、老人2人にその身分や泣き悲しむ理由をお尋ねになると、次の様なことが分かった。

老人夫婦は、国つ神(国土を守護する神)足名稚・手名稚と謂ひ、童女の名は櫛名田比売といった。彼らには元々8人の童女が居たのに、毎年高志(出雲国神門郡古郷)の八俣の遠呂智に吞まれて犠牲にされました。今年も丁度その遠呂智が来る頃になったので、嘆き悲しんでいるとお答した。さらに遠呂智の形は如何にと問われたので、次のようだとご説明申し上げた。

「彼の目は赤加賀智(赤い酸漿(ほうずき)の如くして、身一つで八頭八尾有り、亦其の身に蘿と檜櫛(苔や檜や杉)を生ひ、其の長は谿八谷峽八尾(八つの谷八つの丘の意)に度り、その腹を見ると、悉に常に血爛れつ(腹は常に血で爛れていた)あった」

この魔物の姿は、「赤く輝く不気味な霊力のやうな目を持つ「遠呂智」だから、頭と尾が8つあり、その大きさは幾つもの山谷に渡るという大きさが現実に迫ってくるのである。さらに「遠呂智」は「尾ろ霊」と見做さなければならぬ。この魔性の「遠呂智」が須佐之男命に退治されてしまう最後の場面で、

表3・1 酒の種類

	八塩折酒	豊御酒	酒(みき)	待酒	(大)御酒	麴酒	合計
上巻	2	1					3
中巻			1	1	11	1	14
下巻		1	2		1		4

表3・2 酒造

	醸み	酒部	酒の司	須須許理	仁番	合計
上巻	1					1
中巻	10	2	1	3	1	17
下巻						

「爾に速須佐之男命、其の御佩せる十拳劔を抜きて、其の蛇を切り散りたまひしかば、肥河血に變りて流れき」と記され、退治されて魔性を失った時に、始めて「蛇」であった正体が明らかになった。最初から「蛇」と書いていたら、不気味な得体の知れない魔性の「遠呂智」は、半ばは雲散してしまったかも知れないだろう。坂本<sup>2)</sup>が『古事記の読み方』で指摘しているように、これが「文芸の技」といってもよいであろう。

そうして須佐之男命は、国っ神の老夫婦に対して次のように指図された。

- ①先づ八塩折の酒を造らせ、
- ②8つの門を持った垣を作り巡らせ、
- ③門毎に八佐受岐（8つの棧敷）を結び、
- ④これらの棧敷ごとに酒船（酒を入れる器）を置き、
- ⑤それらの酒船にはいづれも八塩折の酒を盛る。
- ⑥このように設け備へて「遠呂智」を待て」

このように準備万端整ったところへ、丁度「八俣遠呂智」がやって来るのである。

「如此設け備へて待ちし時、其の八俣遠呂智、信に言ひしが如來つ」

そこで、八俣遠呂智は、

「乃ち（酒）船毎に己が頭（8つある銘々の頭）を垂入れて、其の酒（酒船に入れた八塩折酒）を飲みき。

そうして、神聖な神祭に饗するところの八塩折の酒、即ち「其の酒を飲みき。是に飲み酔ひて留まり伏し寝き」

こうして遠呂智が酔って寝たところを、速須佐之男命は、

「其の御佩せる十拳劔を抜きて、其の蛇を切り散り（ずたずたに斬り）たまひしかば、肥河血に變りて流れき（肥河の水が血で真っ赤に染って流れた）

即ち、「遠呂智」が酔って伏したところを、速須佐之男命は携帯されている十拳劔でずたずたに斬ってしまったので、肥河の水は遠呂智の血で真赤に染ってしまった。こうして速須佐之男命に退治され時、初めて「遠呂智」の正体が明らかにされた。

「其の中の尾を切りたまひし時、御刀の刃毀けき。爾に怪しと思ほして、御刀の前以ちて刺し割きて（刀の鋒で割いて）見たまへば、都牟刈（物を鋭く截ち断つさま）の大刀在りき。故、此の大刀を取り

て、異しき物（普通でない、不思議なもの）と思ほして、天照大御神に申し上げたまひき。是は草那藝の大刀なり」

この大刀は、日本武尊が東国の蝦夷を鎮定し、駿河で野火の難から免れ得たので、天叢雲劔を草薙劔と改称し、後に、熱田神宮に奉祀（クサは臭、ナギは蛇の意、八岐大蛇から出た劔）された。

其の後、速須佐之男命は、新婚のための宮殿を作るべき土地を出雲国に求められた。

「吾此処に来て、我が心須賀須賀斬（清々し、さわやかに）

と仰せられ、新婚の為の住い、須賀宮（出雲国大原郡）を建て、国神の娘櫛名田比売を娶り住まわれた。

八重立つ 出雲八重垣 妻籠みに

八重垣作る その八重垣を

その地に初めて須賀宮を造営された際、「其地から雲が立ち騰りき」と伝える。この時お詠みになられたのがこの「八重立つ」の歌である。

## (2) 豊御酒（とよみき）

「豊御酒」とは酒の美称。豊・御は共に美称。

1) 本記〔上巻 大国主神 5. 須勢理昆売の嫉妬〕条の、次の「神語」に、この語が出現する。

大国主命の嫡妻（正妻）須勢理昆売命は大層嫉妬深かったので、夫君の大国主命は大へん苦勞されたという。偶々大国主命が出雲から倭国に赴かうとし、支度をして正に出掛けようとされた時、「片御手は御馬の鞍に掛け、片御足は其の御燈に踏み入れて」、お歌いになったのに対して、御後の須勢理昆売命は大御酒杯をお取りになって、「立ち依り指擧げて歌ひたまひしく」

八千代の 神の命や 吾が大国主 汝こそは 男に坐さば（中略）若草の 妻持たせらめ 吾はもよ 女にしあらば 汝を除て 男はなし 汝を除て 夫は無し 綾垣の（中略）沫雪の 若やる胸を 梶綱の 白き腕 そだたき たたきまながり 真王手 玉手さし枕き 百長に 寝をし寝せ 豊御酒 奉らせ

このように歌い、「宇伎由比」（盞結で酒杯を交して心変わりしないことを結び固める）して、「宇那賀氣理」（互いに首に手を掛け合わ）された。しかも今日に至るもなお、出雲大社に共に斎き祭られておられるので

ある。

2) 本記〔下巻 雄略天皇 6. 金鉏岡・長谷の百枝楓〕条に、雄略天皇が大和国長谷(桜井市初瀬)の百枝楓(多くの枝が祭った楓の大木)の下で豊樂(酒宴)をされた時、伊勢国の三重の姪(采女)が、天皇の大御盞に楓の葉が落ちて浮んでいるのに気付かず、酒をお酌しようとしたので、天皇は刀を姪の頸に充て、斬ろうとされたが、姪は歌を献ったので、その罪を赦された。ここで大后(皇太后・安康帝の皇后?)も亦御歌を遊ばされた。

倭のこの高市に小高る市の高処新嘗屋に  
生ひ立てる葉広五百箇真椿其の葉の広し  
坐し其の花の照り坐す高光る日の御子に  
豊御酒献らせ事の語言も是をば

更に天皇も亦御歌を遊ばされた。この三つの歌が「天語歌」(上代歌謠, 天語の連の語り伝えた長篇の歌謠)である。といった訳で、この宴席で三重姪は却って賞められ、多くの下賜品を戴いたという。

### (3) 大御酒(おおみき)

「大御酒」とは酒の尊敬語。神や天皇に奉獻する酒の意。

#### 1) 横白で造った大御酒

本記〔中巻 応神天皇 5. 国主の歌・百済の朝貢〕  
「吉野の白橋上(大和国吉野郡川上鹿塩神社の樫の木)で横白(横に長い白)を作り、其横白で大御酒を造り、その大御酒を献上するのに、所作しつつ歌った。  
白橋の上に横白を作り横白に醸みし大御酒  
うまらに聞しもち食せまろが父

#### 2) 須須許理が献りし大御酒

本記〔中巻 応神天皇 5. 国主の歌・百済の朝貢〕  
「故、是の須須許理、大御酒を醸みて献りき。是に天皇、是の献りし大御酒に字羅直て(心浮き浮き朗らかに)、次の御歌をお詠じになった。

須須許理が醸みし御酒に我酔ひにけり  
事無酒笑酒に我酔ひにけり

### (4) 御酒・神酒(みき)

御酒・神酒は共に神前にお供へする酒の義。共に酒の尊敬語。神前に供奉する酒は特に「御神酒」と称した。

1) 本記〔中巻 仲哀天皇 4. 氣比の大神と酒樂の歌〕に

「其の御祖(神功皇后)御歌白みしたまひしく、

この御酒は我が御酒ならず(このお酒は、私が造ったのではない)酒の司常世に坐す石立たす少名御神の(中略)献り来し御酒ぞ乾さず食せ(酒杯を乾すことなく、十分に飲まれるように)さ(はやし詞)」

とあり、酒席で酒を勧めるさい、この酒は常世の神がお造りになった素晴らしい酒であるから、十分に召し上がれとの意。

と歌っている。「酒」といえば「薬」と同様に、「奇し」(人知を超えた靈妙さを表す)に基く語である。ともに心身を癒し賦活する不思議さに名の起源があるのであろう。酒の持つ陶醉については、坂本<sup>3)</sup>が『古事記の読み方』で指摘しているように、人亦は異郷神の靈威を見ていたのであろう。

2) 本記〔中巻 応神天皇 5. 国主の歌・百済の朝貢〕

(3)の「大御酒」の2)で既述したと同様に、「天皇は須須許理が醸みし大御酒にほがらかな気持ちになられて、

「事無酒笑酒に我酔ひにけり」

とうたひたまひき(後略)」とある。

### (5) 「酒」(さけ)

「酒」はサケの古称。サは接頭語、ケはカ(香)と同義、すなわち酒は米と米麴から醸造した日本特有のアルコール飲料であることは、重ねて言うまでもない。

本記〔中巻 垂仁天皇 2. 沙本昆古王の叛逆〕  
「豫て其の情(天皇のお気持ち)を知らしめて、悉に其の髪を剃り、髪以ちて(その剃り落した髪でもって)其の頭を覆ひ(中略)、且酒以ちて御衣を腐し、全き衣の如服しき(腐っていない完全な着物のように見せかけてお召しになった)」

### (6) 待酒(まちざけ)

「待酒<sup>4)</sup>とは来る人を待って造る酒のことをいう。

本記〔中巻 仲哀天皇 4. 氣比の大神と酒樂の歌〕  
「是に還り上り坐しし時(太子越前国敦賀へ帰還)其の御祖息長帯日売命(神功皇后)、待酒を醸みて献らしき。爾に、其の御祖、御歌白みしたまひしく、  
この御酒は、我が御酒ならず酒の司常世に坐す石立たす少名御神の神寿き寿き狂ほし豊寿き寿き廻し献り来し御酒ぞ乾さず食せささ

とうたひたまひき。如此歌ひて大御酒を献りたまひき。

爾に建内宿称命，御子に代って歌ひけらく，  
 この御酒を 醸みけむ人は その鼓 臼に立てて  
 (古くは臼で酒を造ったようである。立ては置く  
 の意) 歌ひつつ (その鼓の音に合せて歌いなが  
 ら、) 醸みけれかも (酒造りをしたであらうから)  
 舞ひつつ 醸みけれかも この御酒の 御酒の  
 あやにうた楽し (甚だしく愉快だ) さゝ (はやし  
 言葉)

と詠じた。これが「酒楽の歌」である。

「酒楽の歌」を、記伝によればサカホカヒノウタと  
 訓んでいるが、平安初期の『琴歌譜<sup>5)</sup>』によれば、サ  
 カグラノウタと詠んだのかも知れない。なお、サカラ  
 クとは酒の座といった意であって、これは歌曲の上か  
 らの名称である。

### (7) 甕酒 (はらさけ)

甕酒とは、甕の形が丁度腹が膨れたようになって  
 いるところから、甕のことを「腹」と称した。従って、  
 甕の中で醸した酒のことを「甕酒」とも言った。

本記〔中巻 応神天皇 8. 秋山之下氷壮夫と春山  
 之霞壮夫〕の条に、兄の秋山之下氷壮夫が、弟の春山  
 之霞壮夫に対して言ったことは、

「若し汝、此の嬢子 (伊豆志袁登壳神 (出石嬢子神))  
 を得ること有らば、上下の衣服を避り (上の衣と下の  
 袴を脱いで譲り)、身の高を量りて (自分の身長を計  
 って、それと同じ高さの) 甕酒を醸み (甕の中で酒を  
 造り)、亦山河の物 (山野河海の産物) を悉に備へ設  
 けて、宇礼豆玖 (賭ごと) を為む」と云ひき」とある。

なお (逸文)「山城国風土記」(賀茂社<sup>6)</sup>) の条に、  
 「八腹酒」といって、多くの酒甕に酒を醸して入れて、  
 子神が父神を知ろうとして七日七夜楽遊して「誓

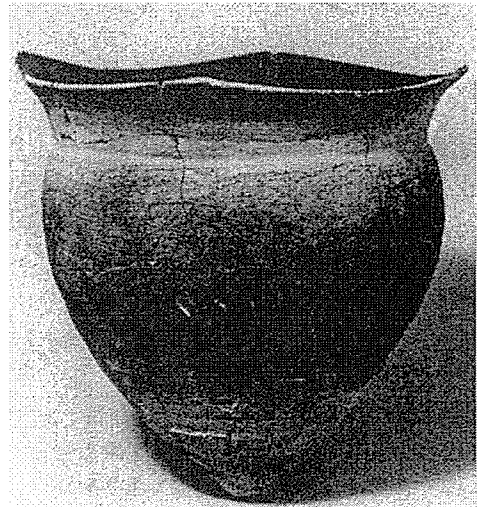
酒」を造ったとか、或いはまた(1)八塩折の酒で既述  
 したように素戔鳴尊が大蛇退治のために、脚摩手摩  
 (足名推、手名椎) の国つ神に「八甕酒」(梅とかブド  
 ウなど数多の果実で造った酒八甕) を造るよう命じて  
 いることから、「腹」「甕」いずれもカメと訓じたこと  
 が知られよう。

『日本書紀』卷第1 神代上 第8段 (一書第2))

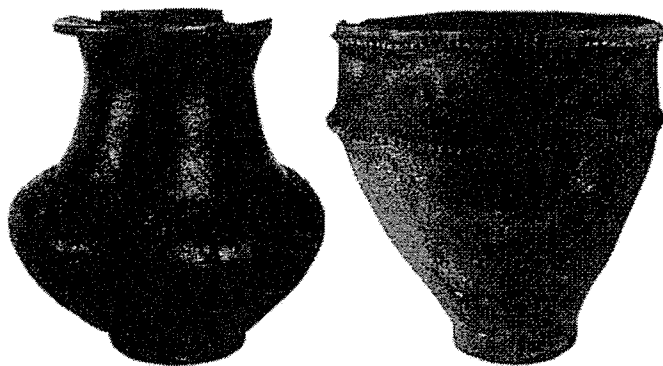
参考までに、佐賀県唐津市菜畑・福岡県糸島郡前原  
 町曲り田の壺・甕<sup>7)</sup>、さらに滋賀県滋賀里の縄文後・  
 晩期出土の甕・釜<sup>8)</sup>、遠賀川式土器<sup>9)</sup>などを掲げた。

### (8) 事無酒 (ことなぐし)・笑酒 (ゑぐし)

グシは酒の意<sup>10)</sup>。従って、「事無酒」は平安無事な



無文土器<sup>9)</sup> 西日本の縄文時代後・晩期には文様のない  
 無文土器が多い。縄文時代晩期、滋賀里式。滋賀県滋  
 賀里遺跡出土



菜畑・曲り田段階 (稲作農耕文化) の壺 (左)・甕 (右)<sup>7)</sup>



遠賀川式土器<sup>9)</sup>  
前期弥生式——奈良唐古遺跡出土  
左より（甕・壺・高杯）

酒。「笑酒」はにこにこ顔もほころびるような酒。

(3)～2)で既述したように、

本記〔中巻 応神天皇 5. 国主の歌・百濟の朝貢〕の項に、

須須許理が 醸みし御酒に 我酔ひにけり 事無  
酒 笑酒 我酔ひにけり

とうたひたまひき。」とある。

この歌は下3句が頭3句と同形式を反復する。民謡的謠物に多い施頭歌<sup>11)</sup>で、『古事記』『日本書紀』『万葉集』などに見える。

### 3・2 酒造

#### (1) 醸む(カム)

「醸む」はカモスの古語。実際に果実や穀類を噛んで酒を造ったことに由来する。つまり酒などの醸造物を造ること。本記から二、三の事例をあげよう。

「八塩折の酒を醸み」〔上巻 天照大神と須佐之男命 6. 須佐之男命の大蛇退治〕

「待酒を醸みて」

「この御酒 醸みけむ人」

〔中巻 仲哀天皇 4. 氣比の大神と酒樂の歌〕

「横白に大御酒を醸みて」

「横白に 醸みて大御酒」

「酒を醸むことを知れる人」

「大御酒を醸みて献り」

「醸みし御酒に 我醸ひにけり」〔中巻 応神天皇

#### 5. 国王の歌・百濟の朝貢〕

「身の高を計りて甕酒を醸み」〔中巻 応神天皇 8. 秋山之下水壮夫と春山之霞壮夫〕

なおカモス（醸）とは、穀類などを水に和して発酵させて、酒や醤油を造ること、造り出すこと。つまり醸造の意。なお更に果実・木実などを原にして、次第に酒とか、醤油などの醸造物を造ることを意味する。

#### (2) 酒の司(クシのカミ)

建内宿禰は、忍熊王の乱があり罪穢れに触れたので、それを赦うべく禊に角鹿筥飯大神（越前国敦賀・氣比神宮）に参拝して、

「是に還り上り坐しし時、其の御祖息長帯日売命（御母の神功皇后）、待酒を醸みて献らしき。爾に其の御祖、御歌曰みしたまひしく、

この御酒は、我が御酒ならず 酒の司  
常世に坐す 石立たす 少名御神の 神寿ぎ  
寿き狂ほし 豊寿き 寿き廻し 献り来し御酒ぞ  
乾さず食せ さ>

とうたひたまひき。如何歌ひて大御酒を献りたまひき」

本記〔中巻 仲哀天皇 4. 氣比の大神と酒樂の歌〕

「酒の司」はクシノカミと読み、さらにクシとは酒の古称。また一説によれば「クシ」（奇し）の義という。猶「カミ」とは普通「神」と解せられるが、位・身分の高いこと、またはその人を指す。即ち宮長とか座長など、諸司の首長をいう。従って「クシのカミ」とは宮内省造酒司の長官の意とも解されよう。

なお、亀井博士が言う様に、「奇し（カミ）<sup>10)</sup>」の意にも解せられるが、これは一説として取上げられても、「酒の司<sup>12)</sup>」「酒の長」の意としては採り上げがたい。

#### (3) 須須許理(すすこり)

須須許理といえば、本記〔中巻 応神天皇 5. 国主の歌・百濟の朝貢〕の条で既述したように、

「秦造の祖、漢直の祖、及酒を醸むことを知れる人、名は仁番、亦の名は須須許理等、参渡り来つ。故、是の須須許理、大御酒を醸みて献りき。是に天皇、是の献りし大御酒に(3)～2)で既述した須須許理の「事無酒」「笑酒」の歌をうたひたまひき。」

とある。秦造の祖は弓月君である。

『日本書紀』（巻第10 応神天皇）に、

「是歳（応神14年（382））、弓月君、百濟より来帰り

よ 因りて奏して曰さく、「<sup>もう</sup>臣、己が国の人夫<sup>やつがれ おの た みもあまり</sup>百  
はたちのこほり<sup>ひま</sup>二十縣を領るて帰化く（後略）」

とある。漢直の祖は阿知使主であった。

また本紀（応神紀）に、続いて次の様に録されている。

「<sup>やまとのあやのあたひ おや あちのおみ</sup>倭漢直の祖阿知使主、其の子都加使主、並<sup>つかのおみ ならび</sup>  
に己が黨<sup>おの ともがらとうあまり</sup>十<sup>ななつのこほり</sup>七<sup>あ</sup>を率て、来<sup>まう</sup>帰<sup>け</sup>り（20年  
（368）9月）」

須々許理は『姓氏録』（右京皇別・酒部公）の条に、  
「大鷦鷯<sup>おほささぎのすめらみこと</sup>天皇（仁徳天皇）御代（410～433）從<sup>二</sup>韓國<sup>一</sup>參来人、兄會々保利、弟曾々保利二人、天皇  
勅、有<sup>二</sup>何才<sup>一</sup>。白<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>造<sup>レ</sup>酒之才<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>造<sup>二</sup>御酒<sup>一</sup>（云々）」

とある。時代も多少ずれており、須須許理と曾々保利とは同一人物か否かは何とも判別しがたく不明である。

#### 文献及び注記

- 1) 『日本紀私記』とは、『日本書紀』についての私人の記録
- 2) 坂本 勝：『古事記の読み方』p. 74～75、<岩波新書（864）>岩波書店（2003）
- 3) 2)と同書。p. 139

- 4) 倉田憲司・武田祐吉校注：『古事記・祝詞』<日本古典文学大系1> p. 236 頭注 岩波書店・（昭和33年）
- 5) 『琴歌譜』とは、平安初期万葉仮名で書いた大歌22首を和琴の譜と共に記した書。
- 6) 秋本吉郎校注『風土記』<日本古典文学大系2>（逸文）「山城国・加茂社」p. 414 岩波書店（昭和33年）
- 7) 佐原 眞：『日本人の誕生』〔大系 日本の歴史（1）〕p. 232～4、小学館（1987）
- 8) 佐々木高明：「稲作以前の生業と生活」〔『日本民俗体系（3）稲と鉄』〕p. 62 小学館（昭和58年）
- 9) 8)と同書、p. 104
- 10) グシは酒の意のクシの連濁になったもの、「事無酒（ことなぐし）はコトナシの酒、つまり無事平安な酒の意。笑酒（ゑぐし）はにこにここと笑いを催すような酒。
- 11) 施頭歌とは和歌の一体。五七七・五七七と片歌を反復した大句体。片歌による唱和に起源があり、本来民謡的な謠い物が多い。
- 12) 「酒の司<sup>くし</sup>」について、亀井博士は「奇<sup>く</sup>しの醸<sup>かみ</sup>み」の意に解しているが、これは一説として掲げ置く、とある。